

# 第 53 回岩手県環境審議会

日時：令和 5 年 6 月 19 日（月）13:30～

場所：エスポワールいわて大中ホール

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 新任委員紹介

### 4 議 事

(1) 岩手県環境審議会運営規程の一部改正について (資料 1)

(2) 青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の廃止について (資料 2)

### 5 報 告

(1) 新任委員及び専門委員の所属部会について (資料 3)

(2) 令和 4 年度岩手県環境基本計画の進捗状況について (資料 4)

### 6 その他

### 7 閉 会

岩手県環境審議会 委員名簿

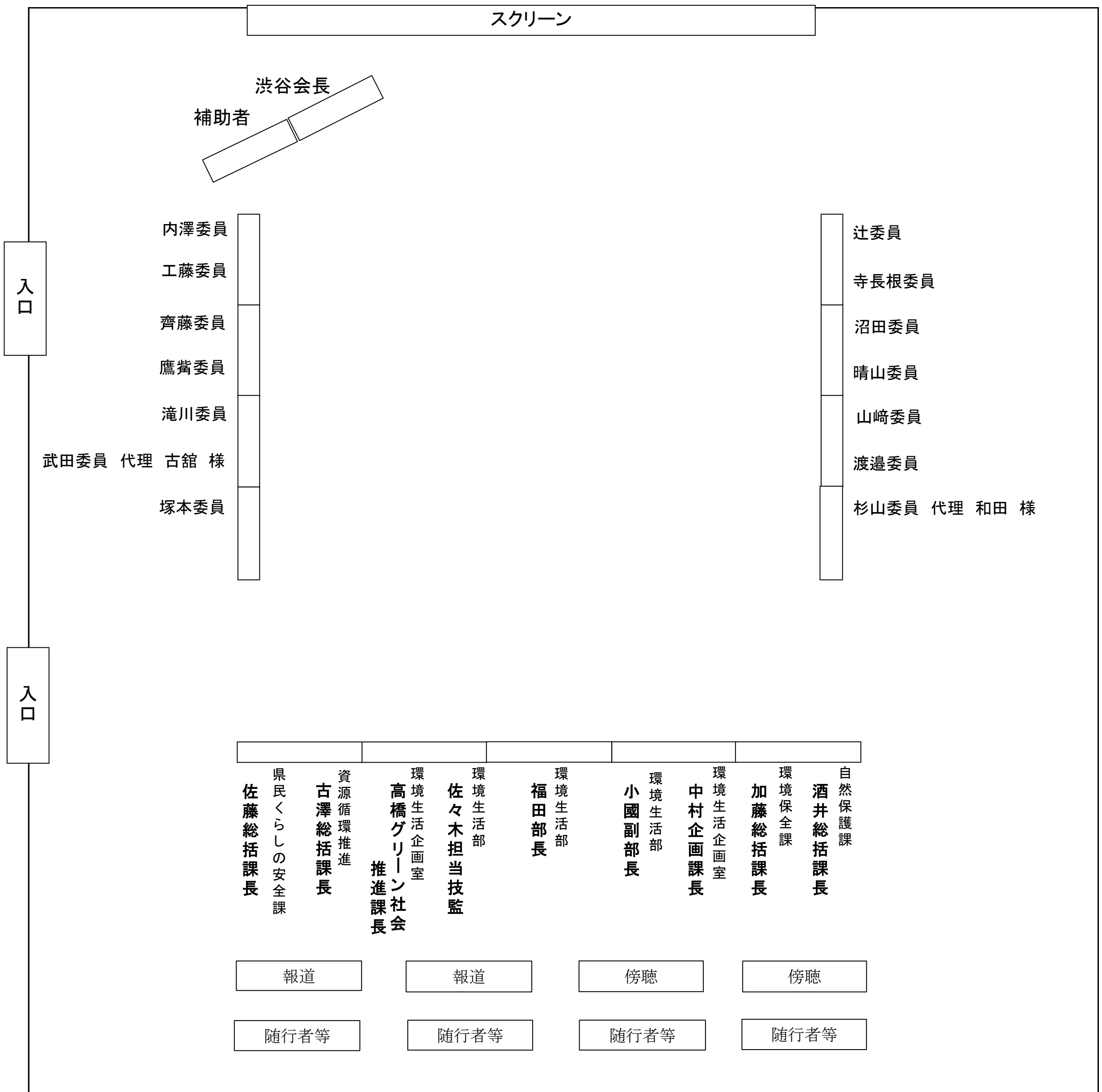
(敬称略)

区 分	氏 名	所属及び職	摘要(出欠状況)
委 員	石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	(欠席)
	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	(欠席)
	内澤 稲子	(株)リエゾンパブリッシング 執行役員	
	小野澤 章子	岩手大学人文社会科学部 准教授	(リモート)
	小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会	(リモート)
	工藤 貴子	JA 岩手県女性組織協議会 役員	
	後藤 均	岩手県漁業協同組合連合会 専務理事	(欠席)
	齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	
	佐藤 信逸	岩手県町村会 (山田町長)	(欠席)
	佐藤 康	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	(欠席)
	篠原 亜希	岩手弁護士会 (日高法律事務所)	(リモート)
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学研究・地域連携本部 名誉教授	
	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 学芸第二課長補佐	(欠席)
	鷹嘴 紅子	岩手県森林・林業会議 幹事	
	滝川 佐波子	(一社)岩手県医師会 常任理事	
	武田 哲	岩手県市長会 (滝沢市長)	代理 岩手県市長会 事務局次長 古舘 和好
	丹野 高三	岩手医科大学 教授	(欠席)
	塚本 善弘	岩手大学人文社会科学部 教授	
	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授	
	寺長根 実	(公社) 岩手県猟友会 専務理事	
	沼田 けさ子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 副会長	
	晴山 涉	岩手大学理工学部 助教	
	平元 尚人	公募委員	(リモート)
松本 勝徳	公募委員	(リモート)	
山内 貴義	岩手大学農学部 准教授	(リモート)	
山崎 朗子	岩手大学農学部 助教		
渡邊 里沙	(有)秀吉 取締役 地域応援部長		
関係行政機関 (特別委員)	杉山 佳弘	経済産業省東北経済産業局 資源エネルギー環境部長	代理 環境・資源循環経 済課長 和田純典
	中平 善伸	国土交通省東北地方整備局 企画部長	(リモート) 代理 環境調整官 高橋 秀
	宮本 亮	農林水産省東北農政局 生産部長	(リモート)

区 分	氏 名	職 名	
【事務局】	福田 直	環境生活部長	
	小國 大作	副部長兼環境生活企画室長	
	佐々木 秀幸	環境担当技監	
	中村 公一	環境生活企画室企画課長	
	高橋 政喜	環境生活企画室グリーン社会推進課長	
	加藤 研史	環境保全課総括課長	
	古澤 勉	資源循環推進課総括課長	
	酒井 淳	自然保護課総括課長	
	佐藤 義房	県民くらしの安全課総括課長	

# 第53回岩手県環境審議会 座席表

日時 令和5年6月19日(月) 13時30分～  
 場所 エスポワールいわて大中ホール



## 岩手県環境審議会運営規程の一部改正について (地球温暖化防止に関する事項の審議について)

### 1 趣旨

大気部会の審議事項とされている「地球温暖化防止に関する事項」について、県として脱炭素社会の形成を重点的に進める観点等から、審議会本体において幅広く議論するため、所要の整備を行うもの。

### 2 改正の理由

- (1) 令和5年3月に第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収減対策など多様な手法による地球温暖化対策の推進により、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減する新たな目標を設定したところ。
- (2) これらを踏まえ、今後における地球温暖化防止や脱炭素社会の形成に係る事項に関しては、複数の部会にまたがる内容であることや、多岐にわたる専門家の知見の下で審議を行う必要があることから、審議会本体において幅広く議論しようとするもの。

### 3 改正案

岩手県環境審議会運営規程新旧対照表（案）

改正前		改正後	
別表 1		別表 1	
部会名	審議事項	部会名	審議事項
大気部会	1～4 [略] <u>5 地球温暖化防止に関する事項</u>	大気部会	1～4 [略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

### 4 備考

- (1) 地球温暖化防止に関する事項を審議する際には、必要に応じて環境省担当者等専門家にオブザーバー参加を求める。
- (2) 地球温暖化防止に係る計画改訂等、特に集中して審議すべき事項がある際には、運営規定第8条第2項に基づき「特別部会」を設置し、審議を行うこととする。

(参考)

(1) 部会の「審議事項」は岩手県環境審議会運営規程（以下「運営規程」という。）第8条第4項により、「議決事項」は運営規程第9条第1項によりそれぞれ規定されている。なお、議決事項の内容は法令に基づき、基本的に計画や県民の権利の制限等に関する事項とされている。

(2) 大気部会以外の部会においては、審議事項は議決事項に関連するものが規定されているが、大気部会の審議事項である「地球温暖化防止に関する事項」には関連する議決事項がなく、審議のみを行うこととなっている状況にある。

○審議事項及び議決事項

部会名	審議事項 (別表1)	議決事項 (別表2)	議決事項の 法令根拠
大気部会	1 大気汚染防止に関する事項	7 大気汚染測定計画の作成	※1  4：生活環境保全条例第33条第2項
	2 騒音防止に関する事項	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定	
	3 振動防止に関する事項	5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定	
	4 悪臭防止に関する事項	6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定	
	5 地球温暖化防止に関する事項	(なし)	
水質部会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定	※1 水質汚濁防止法第21条
	2 土壌汚染防止に関する事項	5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定	
自然・鳥獣部会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画	※2  6：鳥獣保護管理法第4条第4項
	2 自然公園に関する事項	3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更	
	3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項	5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定	
	4 希少野生動植物の保護に関する事項	11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更	
温泉部会	5 温泉に関する事項	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分	※2 温泉法第32条

※1 環境基本法第43条

※2 自然環境保全法第51条

## 岩手県環境審議会運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号、以下「条例」という。）第8条第3項及び第10条の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議会の招集の通知)

第2条 知事は、審議会を召集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

## (審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

## (傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

## (意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

## (採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

## (議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要と認めたときは、合同で部会を開催することができる。
- 4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。
- 5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。
- 6 部会に、付議事項に係る専門調査員を出席させることができる。
- 7 第2条から前条までの規定は、部会に準用する。

(部会の議決)

第9条 条例第8条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表2のとおりとする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、審議会に諮って、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 3 前2項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(代理出席)

第10条 委員又は特別委員のうち、市町村長及び関係行政機関の職員である者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(部会の庶務)

第11条 部会の庶務は、大気部会にあつては環境生活企画室及び環境保全課、水質部会にあつては環境保全課、自然・鳥獣部会及び温泉部会にあつては自然保護課において処理する。

- 2 第8条2項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。
- 3 各部会の庶務の処理に当たっては、環境生活企画室と協議を行うものとする。

別表 1

部 会 名	審 議 事 項
大 気 部 会	1 大気汚染防止に関する事項 2 騒音防止に関する事項 3 振動防止に関する事項 4 悪臭防止に関する事項
水 質 部 会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項 2 土壌汚染防止に関する事項
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項 2 自然公園に関する事項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項 4 希少野生動植物の保護に関する事項
温 泉 部 会	温泉に関する事項

別表 2

部 会 名	議 決 事 項
大 気 部 会	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 7 大気汚染測定計画の作成
水 質 部 会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画 3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更 5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定 11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更
温 泉 部 会	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分



## 青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会の廃止について

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「特措法」という。）第4条第4項において、都道府県等は、支障の除去等の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等の意見を聴くことと定められている。このことから、実施計画を審議する「青森県境産業廃棄物不法投棄対策特別部会」を設置し、平成15年7月から平成31年2月までに特別部会を16回開催した。

令和5年3月31日をもって特措法が失効したことに伴い、当該部会を廃止するもの。

### <参考1> 特別部会委員（現在）

	所属委員 [五十音順]	
1	石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授
2	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授
3	小野澤 章子	岩手大学人文社会科学部 准教授
4	丹野 高三	岩手医科大学 教授
5	塚本 善弘	岩手大学人文社会科学部 教授
6	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授
7	晴山 渉	岩手大学理工学部 助教

### <参考2> 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（一部抜粋）

#### 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

（実施計画）

第四条 都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある政令市の区域を除く。以下同じ。）内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めることができる。

4 都道府県等は、実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条又は第四十四条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。

附 則

（この法律の失効）

2 この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

## 新任委員及び専門委員の所属部会について

委員の別	氏名	所属及び職	専門分野等	所属部会
委員	工藤 貴子	JA岩手県女性組織協議会 役員	自然保護	自然・鳥獣
委員	寺長根 実	(公社)岩手県猟友会 専務理事	鳥獣保護	自然・鳥獣
専門委員	田村 泰俊	岩手県立大学 客員教授	行政法	住宅宿泊事業特別
専門委員	岩田 智	岩手県立大学宮古短期大学部 教授	観光学	住宅宿泊事業特別
専門委員	及川 武芳	いちのせきニューツーリズム協議会 幹事	農泊推進	住宅宿泊事業特別

## 令和 4 年度岩手県環境基本計画の進捗状況について

## 【概要】

岩手県環境基本計画（計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度）では、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の 2 つの施策領域を設けています。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」においては、総合的指標として 3 分野に 5 指標を、「環境分野別施策」においては、総合的指標として 5 分野 10 指標の他、施策推進指標として 32 指標を設定しています。

## 令和 4 年度の主な取組

## ① 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

## 1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

地域脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、3 市町（令和 4 年 11 月に宮古市、久慈市、令和 5 年 4 月に紫波町）が選定されるなど、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を推進しました。

## 2 自然と共生した持続可能な県土づくり

風力発電事業の計画初期段階の計画事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成するなど、快適で魅力あるまちづくりを推進しました。

## 3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

飲食店での食べ残しの削減を図るため、「新ドギーバッグ（持ち帰り容器）デザインコンテスト」を開催するとともに、優秀作品のデザインによる持ち帰り容器の制作し、エコ協力店等の飲食店と連携した普及啓発活動を実施するなど、環境にやさしく健康で質の高い生活を推進しました。

## ② 環境分野別施策

## 1 気候変動対策

岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収減対策など多様な手法による地球温暖化対策の推進により、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 57%削減する新たな目標を設定するなど、気候変動対策を推進しました。

## 2 循環型地域社会の形成

青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復について、汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組んだ結果、令和 4 年度で事業完了となりました。また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や、事案に係る広報を実施するなど、廃棄物の適正処理を推進しました。

## 3 生物多様性の保全・自然との共生

ツキノワグマの市街地出没に対応するための訓練等を実施するとともに、シカ及びイノシシの生息数増加による自然生態系への影響、農林業被害の低減を図るため、捕獲を推進するなど、野生動物との共生を推進しました。

## 4 環境リスクの管理

風力発電事業の計画初期段階の計画事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成するなど、環境影響評価制度の適切な運用と適正な土地利用を促進しました。

## 5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

水生生物による水質調査は、129 団体、延べ 3,783 人の参加のもと、93 河川の延べ 139 地点で県内児童等が実施し、水質保全意識の高揚を図るなど、持続可能な社会づくりに向けた環境学習等を推進しました。

## ③ 本資料の構成

項目毎に「目指す姿」→「個別施策の取組状況」→「進捗状況の点検（指標の状況、点検結果）」としています。

(参考1) 指標の達成状況 (暫定)

① 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

総合的指標 5 指標は実績値が未確定のため、現時点では達成度及び進捗状況が判断できません。

【横断的施策】

施策分野	総合的指標 達成度				進捗状況
	向上	横ばい	低下	未確定	
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	-	-	-	1	-
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	-	-	-	2	-
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	-	-	-	2	-

② 環境分野別施策

総合的指標 10 指標は、実績値が未確定の 4 指標を除き、達成度 A が 1 指標 (17%)、達成度 B が 4 指標 (67%)、達成度 D が 1 指標 (17%) でした。

施策推進指標 32 指標は、実績値が未確定の 9 指標を除き、達成度 A が 15 指標 (65%)、達成度 B が 5 指標 (22%)、達成度 C が 1 指標 (4%)、D が 2 指標 (9%) でした。

各分野の進捗状況は、総合的指標が全て未確定の 2 分野を除き、「順調」又は「概ね順調」と判断しました。

【環境分野別施策】

施策分野	総合的指標 達成度					施策推進指標 達成度					進捗状況
	A	B	C	D	未確定	A	B	C	D	未確定	
1 気候変動対策	0	0	0	0	2	2	3	0	0	5	-
2 循環型地域社会の形成	0	1	0	1	0	4	1	1	0	2	概ね順調
3 生物多様性の保全・自然との共生	1	1	0	0	0	3	1	0	2	1	順調
4 環境リスクの管理	0	0	0	0	2	4	0	0	0	1	-
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	順調
計	1	4	0	1	4	15	5	1	2	9	

※達成度の計算方法

達成度	達成率	目標達成率目標達成率 (%) 計算式
A	100%以上	①現状値等から数値を上げる目標 (R4実績値-現状値等) / (R4目標値-現状値等) × 100
B	80%以上 100%未満	
C	60%以上 80%未満	②現状値等を維持または累計目標 (R4実績値) / (R4目標値等) × 100
D	60%未満	

※進捗状況判断方法

進捗状況	考え方
順調	全ての指標達成度が向上またはA、B以上であり、他の状況も踏まえ、順調に進んでいると判断されるもの。
概ね順調	半数以上の指標達成度が向上またはA、Bであり、他の状況も踏まえ、概ね順調に進んでいると判断されるもの。
やや遅れ	達成度が向上またはA、Bである指標が半数未満であり、他の状況も踏まえ、やや遅れていると判断されるもの。
遅れ	達成度が低下またはDである指標が半数以上であり、他の状況も踏まえ、遅れていると判断されるもの。

※指標達成度は「総合的指標」を対象とする。

(参考2) 個別事業の実施状況

令和4年度は、岩手県環境基本計画で定めた「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」、「環境分野別施策」に基づき、181事業(52,417百万円)を実施しました。

施策領域	No.	施策分野	事業数		事業費(百万円)	
			実数	再掲除	実予算	再掲除
環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策	1	地域資源の活用による環境と経済の好循環	73	57	7,131	4,501
	2	自然と共生した持続可能な県土づくり	74	57	32,463	28,278
	3	環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	22	10	908	420
環境分野別施策	1	気候変動対策	41	12	8,381	6,042
	2	循環型地域社会の形成	19	6	4,151	2,969
	3	生物多様性の保全・自然との共生	58	23	14,265	5,793
	4	環境リスクの管理	30	11	3,859	1,551
	5	持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進	40	5	10,796	2,863
合計				181		52,417

※事業費は令和4年度当初予算額

## ① 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

### [横断的施策 1] 地域資源の活用による環境と経済の好循環

#### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。
- 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。
- 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。
- 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。

## I 個別施策の取組状況

### (1) 持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築

#### ■ 環境経営の推進

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けた県民運動の展開、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした普及啓発等を実施しました。
- 地球温暖化対策に積極的な事業所を支援する「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度の登録事業所数は251事業所となっています。（令和5年4月末現在）  
また、事業所における省エネルギーの取組の中心となる人材を養成するエコスタッフの登録者数は2,220人となっています。（令和5年4月末現在）
- 事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進するため、環境報告書バンクの運営やセミナー等を実施しました。（環境報告書バンク掲載件数：477件（累計）、セミナー開催：1件）

#### ■ 環境関連産業の育成・集積

- （地独）岩手県工業技術センターに整備した「ものづくりイノベーションセンター」を活用し、第4次産業革命技術（IoT、AI等）の導入支援を通じて、中小企業等の生産性向上や付加価値向上に資する研究開発や事業化等の取組を推進しました。（次世代ものづくりラボの利用実績：659件）
- 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入促進のため、設備設置資金等への低利融資を実施しました。（融資実績：5件）
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度により、優良な処理業者の育成に努め、令和4年度末で99事業者を認定（★★★30件、★★58件、★11件）しました。
- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和4年度末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和4年度末で169製品であり、ホームページ等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。
- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組んだほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。（勉強会開催：4回、85人）

#### ■ 環境負荷の低減に資する製品・サービスの需要拡大

- グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。

- 県産木材の新たな需要創出を図るため、県産木材活用住宅等のPR、木造建築設計技術者等の養成、木造建築アドバイザーによる技術指導等を実施しました。(研修会の開催回数：5回)
- 消費者を対象としたセミナーや出前講座等によりエシカル消費の普及啓発を実施しました。(消費者教育関連セミナー実施回数：141回)

#### ■ 環境に配慮した金融

- 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入促進のため、設備設置資金等への低利融資を実施しました。(融資実績：5件)【再掲】

#### ■ エネルギーや資源の地域循環

- 県内の多くを占める中小事業者の温暖化対策を推進するため、高効率な省エネルギー設備(LED照明、空調設備、給湯設備、変圧器)の導入に係る費用を補助しました。(補助実績：35件)
- 地域に根ざした再生可能エネルギーの普及に向けた、被災家屋等への太陽光導入、自立・分散型エネルギー供給システムの整備に向けた支援等を実施しました。
- 地域脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、3市町(令和4年11月に宮古市、久慈市、令和5年4月に紫波町)が選定されました。
- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組むほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。(勉強会開催：4回、85人)【再掲】
- 木質バイオマスの利用を促進するため、フォーラムの開催や市町村等に木質バイオマスコーディネーターを派遣し技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)
- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産業の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。

#### ■ 循環型経済の構築に向けた新たなビジネス形態の促進

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和4年度末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。【再掲】
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和4年度末で169製品であり、ホームページ等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。【再掲】
- 自動車関連産業の集積に向けて、県内企業の取引拡大、サプライチェーンの構築、研究開発及び人材育成等の取組を推進しました。(研修参加企業数：36社)
- 個店の魅力創出を通じた商店街全体でのにぎわい創出を図るため、個店の経営力向上や、商店街活性化の取組を支援しました。(商店街アドバイザーの派遣業者数：9件)

## (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興

#### ■ 環境と調和した農林水産業の推進

- エコファーマーや環境保全型農業直接支援対策等の制度を活用し、自然環境の保全に資する農業の生産方式の導入など、環境に優しい農業への取組を推進しました。(環境保全型農業直接支援対策に係る説明会等回数：4回)
- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。(県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348件)
- 木材の搬出コストの低減や森林資源の持続的な利用を促進するため、森林組合等が実施する主伐から再生林の一貫作業等に要する経費を補助しました。
- 漁業資源の持続的な利用に向け、漁協等が策定する資源管理計画に基づく取組を支援しました。(累計策定 161件)
- 農林水産物の域内消費の拡大を図るため、市町村の地産地消推進計画の策定を支援しました。

- 養殖漁場を良好な状態に維持すること等による持続的な養殖生産の確保に向け、適正養殖可能数量の遵守状況調査等を実施しました。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、有害捕獲や恒久電気柵等の設置、地域全体で行う被害防止活動を支援するとともに、食肉加工を目的とするニホンジカの放射性物質検査を実施しました。

#### ■ 豊富な森林資源を活用した木材関連産業の振興

- 県産木材の販路拡大を図るため、全国規模の木材製品展示商談会への出展支援などを実施したほか、県産木材の利用促進を働きかけるPRイベントを開催しました。(出展者数：15者)
- 県産木材の需要拡大や利用普及を図るため、県産木材を使用した民間施設の木質化や木製品の導入について支援しました。(補助件数：8件)
- 発電事業者に対し、燃料調達に関する助言を行ったほか、フォーラムの開催や木質燃料ボイラーに関心を持つ市町村等へ木質バイオマスコーディネーターを派遣し導入に係る技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)
- 広葉樹資源の付加価値向上を図るため、フローリングなど広葉樹製材品の人工乾燥技術の研究開発や、木材加工事業体への技術の普及・指導を実施しました。
- 薪の生産・流通に係るアンケート調査結果を踏まえ、令和5年度から令和8年度までを計画期間とする「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針(第3期)」を策定しました。

#### ■ 優れた自然を活用した観光産業の振興

- 御所野遺跡の世界遺産登録1周年に合わせ、管内での登録記念事業等を展開しました。また、縄文遺跡群のつながりを活かした隣接圏域等との連携強化により、県北地域への周遊促進に取り組みました。
- 県北地域への継続的な観光流動の創出を図るため、地域一体となった情報発信の実施や、観光コンテンツの充実、周遊促進の取組を実施して、誘客拡大を推進しました。
- 県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業及び観光地づくりを推進しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、市場の回復が遅れる中、関係市町・機関と連携し、観光コンテンツの造成支援を進めるとともに、マイクロツーリズムのニーズを生かした情報を発信しました。
- 遠距離観光地イメージの払拭による隣県からの誘客を促進するため、仙台圏、青森圏及び県内タウン誌への観光PR情報を掲載するとともに、教育旅行誘致活動を実施しました。(教育旅行モニターツアーの実施(1/18盛岡発着、2/16仙台発着)、隣県旅行エージェントを対象とした誘致プロモーションの実施)
- 首都圏からの誘客を促進するため、東日本大震災津波伝承館をゲートウェイとした旅行商品の造成を支援しました。(3ツアー計16本催行 329人参加)
- 温泉の保護及び利用の適正化を図るため、温泉法に基づく温泉掘削、利用等の許可事務等を実施しました。

#### ■ 自然の恵みを活用した各種ツーリズムの推進

- グリーン・ツーリズム交流人口の拡大に向け、各地域の交流活動をコーディネートする組織が開催する研修会に専門家を派遣しました。(派遣回数：5回)
- 多様な旅行者ニーズに対応可能なグリーン・ツーリズム実践者の確保・育成に向けた講座を開催しました。(講座開催回数：6回)
- 複数のアクティビティを組み合わせたパッケージプラン等の創出や、いわてスポーツコミッションホームページ等を活用した情報発信を実施しました。(体験会：8回(35名)、勉強会：1回(4名)、パッケージプランシート、パンフレットの作成・配布)
- 「食」を軸に据えた三陸地域の振興を図るため、県内の生産者・料理人や国内外の料理人等と連携し、三陸の豊かな食材や自然、歴史、文化等を活用した「食」の関連イベントを実施しました。(著名料理人等の三陸の食材産地視察：1回、三陸フュージョン料理ツアー：4回)



- 文部科学省事業「みんなの廃校プロジェクト」について、廃校活用事例集、廃校活用推進イベント及び現在活用用途を募集している廃校施設の一覧への掲載希望調査を各市町村に対して情報提供しました。
- 農業生産団地の形成と農業生産の効率化とともに、農村地域の活性化を図るため、農地、農村集落、農業用施設等を安全かつ効率的に結ぶ農業用道路を整備しました。(実施地区数：7地区)
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。

#### ■ 自然資本を活用した地域産業の付加価値向上

- 地域ぐるみの6次産業化を促進するため、生産者と商工業者等が連携して行う特産品開発や販路拡大等の取組を支援しました。また、6次産業化に取り組んでいる農林漁業者等の交流会を実施しました。(交流会開催回数：4回)
- 農林漁業者や食品関連企業などの地域の食に関わる関係者の持続的なビジネスモデルを創出するため、関係者のネットワークの構築等を実施しました。
- 中山間地域等において、将来にわたり持続可能な活力ある地域コミュニティを確立するため、ビジョンの策定・実践をリードする人材の育成や、集落等の将来ビジョン策定、地域資源を活かした活性化の取組等を支援しました。
- 首都圏における県産食材の認知度や評価を高めるため、バイヤーを対象とした産地見学会や、「黄金の國、いわて。」応援の店等と連携したフェアなどを開催しました。
- 自然とのふれあいを促進するため、優れた自然環境を有する国立・県立自然公園等の登山道や遊歩道の改修等を実施しました。
- 三陸の豊かな食材や自然、歴史、文化等を活用した「食」の関係イベントを実施したほか、地域資源を活用した持続可能なビジネス創出に向けた関係者のネットワーク構築を支援しました。
- 三陸DMOセンターと連携し、観光地域づくり関係者の連携促進や売れる旅行商品づくりを担う人材育成を支援しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、市場の回復が遅れる中、関係市町・機関と連携し、観光コンテンツの造成支援を進めるとともに、マイクロツーリズムのニーズを生かした情報を発信しました。【再掲】
- 遠距離観光地イメージの払拭による隣県からの誘客を促進するため、仙台圏、青森圏及び県内タウン誌への観光PR情報を掲載するとともに、教育旅行誘致活動を実施しました。(教育旅行モニターツアーの実施(1/18盛岡発着、2/16仙台発着)、隣県旅行エージェントを対象とした誘致プロモーションの実施)【再掲】
- 首都圏からの誘客を促進するため、東日本大震災津波伝承館をゲートウェイとした旅行商品の造成を支援しました。(3ツアー計16本催行329人参加)【再掲】
- 県北地域への継続的な観光流動の創出を図るため、地域一体となった情報発信の実施や、観光コンテンツの充実、周遊促進の取組を実施して、誘客拡大を推進しました。【再掲】
- 御所野遺跡の世界遺産登録1周年に合わせ、管内での登録記念事業等を展開しました。また、縄文遺跡群のつながりを活かした隣接圏域等との連携強化により、県北地域への周遊促進に取り組みました。【再掲】

### (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり

#### ■ 地域資源を活用した都市と農山漁村の連携・交流

- グリーン・ツーリズム交流人口の拡大に向け、各地域の交流活動をコーディネートする組織が開催する研修会に専門家を派遣しました。(派遣回数：5回)【再掲】  
多様な旅行者ニーズに対応可能なグリーン・ツーリズム実践者の確保・育成に向けた講座を開催しました。(講座開催回数：6回)【再掲】
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。

## ■ 人づくりによる地域づくり

- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにおいて、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員を派遣するとともに、環境学習広報車「エコカーゴ」を活用し県内各地を訪問する出張環境学習会等を実施することにより、環境学習及び環境保全活動を支援しました。(移動環境学習広報車による出前環境学習実施数：32回、環境アドバイザー派遣実績数：230回)
- 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、小学校を対象としたジオパーク授業を実施(1校)したほか、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイド認定講座講習(全4回24講座・29人受講)の開催を推進しました。

## ■ 市町村や金融機関と連携した低炭素な地域づくり

- 地域脱炭素の推進に向け、市町村における脱炭素先行地域への応募を支援し、3市町(令和4年11月に宮古市、久慈市、令和5年4月に紫波町)が選定されました。【再掲】
- 省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入促進のため、設備設置資金等への低利融資を実施しました。(融資実績：5件)【再掲】

## (4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興

### ■ 豊かな環境づくりに資する研究開発の促進

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和4年度末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。【再掲】
- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、大気、河川水、河川底質および生物に含まれる化学物質(17物質)の調査及び未規制物質の分析法(2物質)の開発を行いました。
- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和4年度末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。【再掲】
- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。(県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348件)【再掲】
- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組むほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。(勉強会開催：4回、85人)【再掲】
- 農本県の実情に合った技術開発や迅速な技術普及を支援するため、「いわてスマート農業推進シンポジウム」を開催したほか、ドローンを活用した水稻画像生育診断に関する実証研究などを実施しました。
- 北いわて型スマート農業技術の導入を促進するため、自動走行農機や環境制御に関する技術実証などを実施したほか、農業経営者、研究機関、大学、関係市町村等をメンバーとする「北いわてスマート農業サロン」を通じて、研究成果や現地実証技術の評価を行いました。
- 森林資源を活用し、林業の成長産業化を実現するため、スマート林業技術の導入とともに、森林GISやドローン等のスマート林業技術を活用できる人材を育成しました。(研修会開催：2回)
- サケ・マス類の海面養殖用種苗の効率的な生産に向け、ICT機器の導入試験を実施しました。
- 超スマート社会 Society5.0の実現に向け、先端技術の実証実験やドローン物流研究会、ドローン利活用に係る勉強会等を実施し、科学技術を活用した地域社会課題解決の取組を推進しました。(物流研究会及び勉強会ほか：3回)

### ■ 産学官共同研究等の推進

- 岩手大学と「水域生態系への安全性を考慮した下水中の抗菌剤分解除去法の開発に関する研究」、国立環境研究所と「河川プラスチックごみの排出実態把握と排出抑制対策に資する研究」、「災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発」、「公共用水域における有機-無機化学物質まで拡張した生態リスク評価に向けた研究」などの共同研究を実施しました。

- 医療機器等関連産業の創出に向けて、医療関連機器製品開発支援（1社）、コーディネーターによる総合的支援（企業支援延べ23社、情報収集延べ52回、メーカー等訪問延べ32社）、展示会出展等により地場企業の参入や取引拡大を促進（取引成立7件）するとともに、医工連携を推進しました。
- 北上川バレープロジェクトの推進に向け、情報関連事業の成長を促進するため、県内外企業との取引拡大、産学官の連携強化、高度IT人材育成等の戦略的な取組を一体的に推進しました。
- 海洋研究の拠点化を推進するため、いわて海洋研究コンソーシアムの活動を通じた海洋研究機関の連携促進や研究活動の支援等を実施しました。（セミナーの開催回数：5回）
- ILC施設から生じる排熱の有効活用に向けた蓄熱吸着材の実証実験や、施設等の整備時における県産木材の利活用に係る検討など、大学や民間企業との共同研究を推進しました。

■ 環境分野における海外との交流や環境の保全に関する研究の推進

- 岩手県環境保健研究センターでは、本県の環境保健行政施策を推進するための科学的・技術的拠点として、県民の健康保持・推進及び環境保全に寄与するための調査研究を実施しました。

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 (2017)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R4 (2022)	前年度との 比較
炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産）	千円/トン-CO <sub>2</sub>	353.5	向上を目指す	-	-

### (2) 点検結果

総合的指標1指標（炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産））は実績値が未確定のため、「地域資源の活用による環境と経済の好循環」分野の進捗状況は判断できませんでした。

## [横断的施策2] 自然と共生した持続可能な県土づくり

### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 親水空間や緑地、汚水処理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれている。
- 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。
- 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされている。
- 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。
- 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。

## I 個別施策の取組状況

### (1) 快適で魅力あるまちづくりの推進

#### ■ 健全な水循環

- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 基幹的農業水利施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施しました。（実施地区数：7地区）
- 山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設を整備しました。（実施地区数：37地区）
- 風力発電事業の計画初期段階の計画事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成しました。
- 岩手県公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の整備・維持管理を実施しました。

#### ■ 水インフラの適切な維持管理等の推進

- 基幹的農業水利施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施しました。（実施地区数：7地区）【再掲】
- 工業用水の供給や新北上浄水場の建設事業など、概ね計画どおり進捗しました。
- 市町村等が計画的に取り組む水道施設の耐震化対策の支援を実施しました。
- 岩手県水道事業広域連携検討会を開催し「水道広域化推進プラン」を令和5年3月に策定したほか、主な浄水方法が「消毒のみ」の水道事業者を対象として水安全計画策定セミナーを開催（3回）しました。
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。【再掲】
- 家庭の生活排水による水環境への影響について、小学生等を対象に出前講座を10回開催しました。

#### ■ 水と緑のうるおいある空間の確保

- 道路区域内（緑地帯や植樹帯含む）の適切な維持管理に取り組みました。
- 都市交通の円滑化等を図るため、都市計画道路の整備（4箇所）を推進しました。
- 公共施設を整備・改善するとともに、宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業の施行者である市町村に対し支援を実施しました
- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。（整備実施箇所数：28箇所）

#### ■ 良好な景観の形成

- 良好な景観形成を推進するため、住民参加による景観点検（2件）や、小中学生を対象とした景観学習（5回）を実施しました。

- 電線共同溝の整備を推進し、電線類の地中化による道路環境の改善に取り組みました。(無電柱化事業実施地区数：2箇所)

#### ■ 持続可能なまちづくり・地域づくり

- 都市交通の円滑化等を図るため、都市計画道路の整備(4箇所)を推進しました。【再掲】
- 公共施設を整備・改善するとともに、宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成を図るため、土地区画整理事業の施行者である市町村に対し支援を実施しました。【再掲】
- 地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」に基づき、国の補助制度を活用しながら、市町村と連携し、三陸鉄道とIGRいわて銀河鉄道に対する設備投資、利用促進への支援を行うとともに、広域バス路線の運行欠損額に対する支援等を通じて、路線の維持・確保に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた公共交通事業者を支援するため、運行支援金を交付し、路線の維持を図りました。
- 市町村におけるコミュニティバスの運行等による地域内交通の改善や再編などの取組に対する補助などを通じて支援することで、住民のニーズに対応した持続可能な公共交通ネットワークの構築を支援しました。
- 地域住民が主体となり、先駆的な活動に取り組む地域コミュニティ団体を「元気なコミュニティ特選団体」として認定するとともに、地域づくりフォーラムや地域コミュニティ活性化セミナーを開催し、地域運営組織の育成を図るなど、持続可能な地域コミュニティ活動を促進しました。  
また、特定地域づくり事業協同組合制度の周知を行うとともに、関係団体と連携し特定地域づくり事業協同組合の設立に向けて取り組んでいる団体等に対する勉強会の開催などの支援を行いました。
- 省エネ技術の向上を図るためのセミナーを県内各地で開催し、地域活性化に向けた意識啓発を行いました。(開催回数：5回)
- 若者・移住者向け住宅支援施策の一環として、市町村を対象とした研修会の開催(2回)、市町村空き家担当者向けのマニュアル整備等、技術的な支援を実施し、「空き家バンク」等の情報発信ツールの利活用促進を図るとともに、「空き家バンク」に登録された空き家の取得費の一部を助成することにより、若者の住宅確保の支援と併せ、空き家の流通を促進しました。(補助実施件数：8件)
- 「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく各部局の個別施設計画の見直しに係る支援など公共施設等の長寿命化に向けた将来負担の軽減に取り組みました。
- 各施設の個別施設計画に基づき、長寿命化を図るための施設の計画的な修繕等に取り組みました。

## (2) 自然と調和した歴史的文化的環境の保全と活用

#### ■ 歴史的・文化的環境の保存と活用

- 国・県指定文化財の所有者等が行う修理、保存整備、記録保存等に要する経費の一部を補助しました。
- 市町村が埋蔵文化財発掘調査を実施する際に、その経費の一部を助成しました。
- 地域の文化財を地域づくりに活用するための「文化財保存活用地域計画」について、4市で行われている計画策定の取組を支援しました。
- 本県の歴史についての理解促進を図るため、「いわての文化情報大事典」ホームページなどにより、情報発信を実施しました。
- 「平泉の文化遺産」の拡張登録に向けて専門家からの意見聴取を行いながら、関係市町との連携・調整を行ったほか、「明治日本の産業革命遺産」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、各協議会に参画しながら保存活用の取組を実施しました。
- 電線共同溝の整備を推進し、電線類の地中化による道路環境の改善に取り組みました。(無電柱化事業実施地区数：2箇所)【再掲】
- 歴史的・文化的環境の保存と活用を推進するため、住民参加による景観点検(3件)や、小中学生を対象とした景観学習(8回)を実施しました。【再掲】

## ■ 環境と共生する生活文化の継承と創造

- 担い手の確保、漆文化の発信及び魅力向上を図るため、学生インターンシップや漆工品の展示販売会、関係団体等による連携会議を実施しました。
- 本県伝統工芸産業事業者の経営力向上を図るため、専門家派遣や展示販売会の開催等により、商品開発や販路開拓を支援しました。

## (3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災

### ■ 気候変動の影響への適応の推進

- 道路の安全性・信頼性の確保を図るため、通行危険箇所の防災対策を推進しました。
- 台風第10号による被害等を踏まえた河川の改良工事（護岸、築堤等）及び河道掘削等を実施しました。
- 急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、擁壁等を整備するとともに、新たに地域の安全の向上を図るため、既存施設の老朽化対策を実施しました。
- 土石流による被害を防止するため、砂防堰堤等を整備しました。
- 海岸保全施設の老朽化対策を実施しました。
- 道路の安全性・信頼性の確保を図るため、通行危険箇所の防災対策を推進しました。
- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。

### ■ 災害に備えた土地利用

- 国土利用計画法に基づき、適正な土地利用の確保を図るため、国土利用計画及び土地利用基本計画の管理運営、土地売買に係る届出審査、地価調査等を実施しました。

### ■ グリーンインフラや生態系を活用した防災・減災の推進

- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。（整備実施箇所数：28箇所）【再掲】
- 山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設を整備しました。（実施地区数：37地区）【再掲】

### ■ 平時から災害時まで一貫した安全の確保

- 近年頻繁に発生している自然災害によって生じる災害廃棄物の処理体制を平時から構築するため、市町村に対し説明会を実施し、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援に取り組みました。（処理計画策定済み市町村数：25市町村）
- 地域に根ざした再生可能エネルギーの普及に向けた、被災家屋等への太陽光導入、自立・分散型エネルギー供給システムの整備に向けた支援等を実施しました。
- 地球温暖化による気温上昇に伴う気候変動の影響とその対策について、イベントによる普及啓発を行うことで、対策の実践を促しました。
- P R T R法に基づく届出に係る事務の実施により、化学物質の適正管理や排出削減を促進するとともに、使用状況を把握しました。

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R4 (2022)	現状値との 比較
快適に暮らせる生活環境に関する満足度	%	23.5	向上を目指す	-	-
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	%	24.4	向上を目指す	-	-

### (2) 点検結果

総合的指標2指標（災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度、快適に暮らせる生活環境に関する満足度）は実績値が未確定のため、「自然と共生した持続可能な県土づくり」分野の進捗状況は判断できませんでした。

## [横断的施策3] 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 日常生活の中に省エネルギーや省資源・3Rなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。
- 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。
- 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。

## I 個別施策の取組状況

### (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進

#### ■ 持続可能なライフスタイルと消費活動

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けた県民運動の展開、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした普及啓発等を実施しました。【再掲】
- 県民、事業者、市町村等の各主体との連携による3Rの促進、リサイクル製品の開発等に取り組む事業者への支援等を実施するほか、広報媒体を活用した県民に対する3Rの普及啓発を実施しました。
- エシカル消費の普及啓発と連動させ、消費者に対し、食品ロス等の削減に関する啓発資料を出前講座等で配付するなど、普及啓発を実施しました。（消費者教育関連セミナー実施回数：141回）【再掲】
- 飲食店での食べ残しの削減を図るため、「新ドギーバッグ（持ち帰り容器）デザインコンテスト」を開催するとともに、優秀作品のデザインによる持ち帰り容器の制作し、エコ協力店等の飲食店と連携した普及啓発活動を実施しました。
- 令和3年12月に策定した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、「食品ロス」の削減に係る取組を推進するため、有識者や関係機関との意見交換を実施しました。

#### ■ 県産木材を活用した低炭素で健康な住まい

- 県産木材の利用を促進するため、県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援（JAS材の活用等を対象に上乘せ支援）しました。（県産木材を使用した住宅新築・リフォームへの支援件数：142件）
- 県産木材を活用した岩手型住宅などの良質な住宅ストックの形成を支援しました。（補助実施件数：40件）
- 省エネ改修等に要する経費に対して補助金を交付し、ZEH水準等の高い省エネ性能へ向上させる取組を支援しました。（補助実施件数：7件）

#### ■ 徒歩・自転車移動等による二酸化炭素の削減と健康寿命の延伸

- ウォーキングコースを広く募集し、県民の歩行数増加及び運動習慣定着のための健康生活環境を整備しました（地域のお宝さがしてプラス2000歩マップ：令和4年度に14コース追加）。
- 「岩手県自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の設計等の自転車の利用促進のための取組を推進しました。

#### ■ 環境負荷の低減につながるテレワークなど働き方改革等の推進

- 県内企業における働き方改革の促進と生産性向上を両輪とした取組を推進していくため、労働環境の整備と処遇改善に向けた取組への支援や中小企業者が行うテレワークの導入を支援しました。（いわて働き方改革推進運動参加事業者数：822事業者）
- 社会全体で子育て支援を行う意識の啓発や機運の醸成を図るため、「いわて子育て応援の店」協賛店舗の拡大や「いわて子育てにやさしい企業等」の認証等を実施しました。（子育てにやさしい企業認証企業数：80社）



### ■ 「新・湯治」等による健康寿命の延伸

- 県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業及び観光地づくりを推進しました。【再掲】
- 温泉の保護及び利用の適正化を図るため、温泉法に基づく温泉掘削、利用等の許可事務等を実施しました。

### ■ 人と動物の共生を目指したペットの適正飼養の推進

- 動物愛護思想や適正飼養に関する普及啓発を行う拠点機能に係る検討を共同設置者である盛岡市と進めました。

## (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実

### ■ 自然体験活動等の推進

- 広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化に取り組むとともに、自然観察会や木工教室など広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るイベントを開催しました。(イベント等参加者数：1,474人)
- 新型コロナウイルス感染症による影響がありましたが、感染症予防対策を講じながら、トレッキングやマリンスポーツ、ウィンタースポーツ体験等、各青少年の家や野外活動センターにおいて体験活動を実施しました。

### ■ 森・里・川・海の保全・再生に貢献する地方移住等の促進

- 本県への定住・交流人口の拡大を促進するため、相談窓口の運営やイベントの開催など、市町村と連携し、全県的な移住促進の取組を実施しました。(移住・定住ホームページのイベント情報等の更新：221件)
- U・Iターン就職者の増加を図るため、県外若手人材等に対し、本県で生活するメリットをPRするとともに、求人情報の提供や職業紹介等を実施しました。(岩手県U・Iターンセンター相談件数：969件)
- グリーン・ツーリズム交流人口の拡大に向け、各地域の交流活動をコーディネートする組織が開催する研修会に専門家を派遣しました。(派遣回数：5回)【再掲】
- 多様な旅行者ニーズに対応可能なグリーン・ツーリズム実践者の確保・育成に向けた講座を開催しました。(講座開催回数：6回)【再掲】

### ■ 新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成

- 県産木材の販路拡大を図るため、全国規模の木材製品展示商談会への出展支援などを実施したほか、県産木材の利用促進を働きかけるPRイベントを開催しました。(出展者数：15者)。【再掲】
- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。(県民参加の森林づくり活動団体数：31団体)

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R4 (2022)	現状値との 比較
自然に恵まれていると感じている人の割合	%	78.9	向上を目指す	-	-
住まいに快適さを感じている人の割合	%	47.6	向上を目指す	-	-

### (2) 点検結果

総合的指標2指標（自然に恵まれていると感じている人の割合、住まいに快適さを感じている人の割合）は実績値が未確定のため、「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」分野の進捗状況は判断できませんでした。

## ② 環境分野別施策

### [分野別施策 1] 気候変動対策

#### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。
- 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。
- 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。

## I 個別施策の取組状況

- 岩手県地球温暖化対策実行計画を改訂し、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収減対策など多様な手法による地球温暖化対策の推進により、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減する新たな目標を設定するなど、気候変動対策を推進しました。

### (1) 省エネルギー対策の推進

#### ■ エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けた県民運動の展開、岩手県地球温暖化防止活動推進センターを拠点とした普及啓発等を実施しました。【再掲】
- いわてわんこ節電所  
県民の地球温暖化に関する意識を高め、自主的な取組促進につなげることを目的に、県民の省エネ行動の成果をホームページ上で分かりやすく表示する「いわてわんこ節電所」を運営しました。（令和4年度の参加者数：11,450人）
- 地球温暖化を防ごう隊  
自主的に温暖化対策に取り組もうとする県内小学校の児童を「地球温暖化を防ごう隊員」に任命し、「隊員証」と「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配布しました。家庭における省エネを進めようとする取組で、平成16年度から令和4年度までに県内で39,127人が取り組んでいます。
- 県地球温暖化防止活動推進センターの活動  
本県の地球温暖化対策の普及啓発を図るため、省エネ節電キャンペーンの実施や地域への県地球温暖化防止活動推進員の派遣など様々な取組を進めています。
- 省エネ住宅の普及促進に向けた、省エネ住宅に関する相談・アドバイスの実施、省エネ住宅セミナー、省エネ診断を実施しました。（セミナー開催回数：2回）
- 省エネ住宅の普及促進に向けた、省エネ住宅に関する相談・アドバイスの実施、省エネ住宅セミナー、省エネ診断を実施しました。（セミナー開催回数：1回）
- 県産木材を活用した岩手型住宅などの良質な住宅ストックの形成を支援しました。（補助実施件数：40件）【再掲】
- 市町村等と連携して家庭系ごみの削減を推進するとともに、ごみの分別、使い捨てプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減の3つのマナーを掲げる「いわて三ツ星ecoマナーアクション」の定着に向けて、普及啓発の取組を推進しました。

#### ■ 事業活動における低炭素化の推進

- 県内の多くを占める中小事業者の温暖化対策を推進するため、高効率な省エネルギー設備（LED照明、空調設備、給湯設備、変圧器）の導入を支援しました。（補助件数：35件）【再掲】

- エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備・機器の自主的かつ計画的な導入を促進するため、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に地球温暖化対策計画書の提出を求めています。
- 温暖化防止いわて県民会議において、冬季の省エネ・節電等の取組を行い優れた取組を表彰する「できることからE C Oアクション表彰」を行いました。(参加団体：42 団体)
- 令和4年9月、令和5年1月に県及び市町村等で構成する「家庭ごみ有料化減量化研究会」を開催し、ごみ処理手数料有料化や令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」への対応等、市町村のごみ減量化施策に関する意見交換を行いました。【再掲】
- 県民、事業者、市町村等の各主体との連携による3Rの促進、リサイクル製品の開発等に取り組む事業者への支援等を実施するほか、広報媒体を活用した県民に対する3Rの普及啓発を実施しました。
- グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。【再掲】

## ■ 自動車交通における低炭素化の推進

- 地球温暖化による気温上昇に伴う気候変動の影響とその対策について、イベント（パネル展示会）による普及啓発を行うことで、対策の実践を促しました。【再掲】
- 気候変動について理解を深め、温室効果ガス削減効果の高い緩和策及び気候変動への適応策について、広く県民へ啓発し、取組実践に繋げることを目的としてパネル展示会「いわて気候変動対策展 2022」を実施し、6,180名の来場がありました。
- 気候変動の影響について、県民に身近なメディアを用いて理解増進を図るため、気候変動メッセージ動画を制作し、令和4年11月8日～12月9日の期間で45本放送しました。
- 主要交差点における混雑箇所の解消・緩和に向けて、道路整備等の推進を図りました。
- 地球温暖化対策を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度及び普及啓発を実施するとともに、温暖化対策計画書制度に基づき事業者への助言及び指導を実施しました。

## ■ 低炭素なまちづくり

- 県産木材を活用した岩手型住宅などの良質な住宅ストックの形成を支援しました。(補助実施件数：40 件) 【再掲】
- 都市交通の円滑化等を図るため、都市計画道路の整備（4箇所）を推進しました。【再掲】
- 三陸鉄道の持続的な運営を支援するため、関係市町村と連携した利用促進に加え、三鉄沿線地域の魅力発信と誘客拡大のための事業を実施しました。
- 地球温暖化対策を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度及び普及啓発を実施するとともに、温暖化対策計画書制度に基づき事業者への助言及び指導を実施しました。【再掲】
- 「岩手県自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間の設計等の自転車の利用促進のための取組を推進しました。【再掲】

## ■ 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出

- フロン製品の適正な使用及びフロンの適切な回収を周知するため、県民への周知や事業所への立入検査を実施しました。

## (2) 再生可能エネルギーの導入促進

### ■ 自立・分散型エネルギーシステムの構築

- 災害に強い街づくり及び再生可能エネルギー普及促進の一環として、東日本大震災津波の被災者が住宅の修繕や新築を行う際に、新たに太陽光発電設備を設置する場合に要する経費の一部を支援しました。(補助実績：5 件) 【再掲】
- 家庭・産業の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入促進に取り組み、温室効果ガス排出量の削減を図りました。

## ■ 地域に根差した再生可能エネルギーの導入促進

- 環境影響評価審議会において「促進区域の設定に関する岩手県基準」に対する意見を頂戴し、自然環境への配慮に努めたほか、国及び県補助金の紹介などの助言等を行ったことで、事業者の再生可能エネルギー導入促進に努めました。
- 「岩手県風力発電導入構想」に基づく市町村及び事業者への助言を実施しました。また、令和4年度、「促進区域の設定に関する岩手県基準」を新たに策定するにあたり、パブリック・コメントを実施し、県内市町村及び事業者の適切な導入促進のための基準を策定しました。
- 地熱発電については、いわて気候変動チャレンジフェスタにおいてパネル展示を行い、地熱発電に関する理解促進に努めました。
- 再生可能エネルギー事業者等に対し、環境省及び経済産業省ガイドラインに沿った再エネ発電設備の設置について助言しました。
- 県民、事業者や団体等を対象としたセミナー等を開催し、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入促進や、関連産業の創出、育成に取り組みました。
- 花巻市や事業者に対し、温泉熱の利活用について助言を行いました。
- 事業者向けに国及び県事業の補助事業を紹介する説明会を実施し、地元企業への参入に向けた支援を行いました。
- 農村地域に賦存する再生可能エネルギーの有効活用を図るため、農業水利施設への小水力発電整備を実施しました。
- 経年劣化が進行している風車など主要機器を更新し、再生可能エネルギーの維持拡大を図る稲庭高原電力発電所再開発事業は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、営業運転に必要な海外製一部部品の納入に遅れが生じておりましたが、令和4年7月に完成・運転開始しました。
- 経年劣化が進行している水車発電機など主要機器を更新し、再生可能エネルギーの維持拡大を図る入畑発電所再開発事業は、概ね計画どおり進捗しました。
- 「岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業」により、市町村等が地域の公共施設に小規模なクリーンエネルギー設備を設置する場合に要する経費を支援しました。(支援実績：15件)
- 三陸の海の資源である海洋再生可能エネルギーの利用が期待されていることから、関連産業創出に向け、研究開発事業や関連産業の創出、発電事業の実現を支援しました。(シンポジウムの開催回数：1回)
- 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援や電力系統への連携可能量拡大に向けた送配電網増強施策の展開について国へ要望しました。
- 環境影響評価法又は岩手県環境影響評価条例に基づき、9件の電気工作物の新築等の事業において、環境影響評価技術審査会を開催し事業者へ意見を述べました。(全て法アセス)
- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。【再掲】
- 木質バイオマスの利用を促進するため、フォーラムの開催や市町村等に木質バイオマスコーディネーターを派遣し技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)【再掲】
- 流域下水道北上浄化センターにおいて、汚水処理に伴い発生する消化ガス(バイオガス)を発電用燃料として民間事業者へ供給しました。民間事業者は、消化ガス発電を行い売電しました。

## ■ 水素の利活用推進

- 再生可能エネルギー由来の水素の利活用推進や水素関連製品の普及促進、水素利活用に関する県民や事業者等への理解促進などに取り組むほか、水素関連産業の可能性調査を実施しました。(勉強会開催：4回、85人)【再掲】

## (3) 適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進

### ■ 適切な森林整備の促進

- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。【再掲】

- 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や伐採跡地への植栽のほか、気象被害を受けた森林の整備等を支援しました。(整備件数：234件)

#### ■ 木材資源の有効利用の促進

- 県産木材の新たな需要創出を図るため、県産木材活用住宅等のPR、木造建築設計技術者等の養成、木造建築アドバイザーによる技術指導等を実施しました。(研修会の回数：5回)【再掲】
- 木質バイオマスの利用を促進するため、フォーラムの開催や市町村等に木質バイオマスコーディネーターを派遣し技術指導等を実施しました。(派遣実績：6件)【再掲】
- 持続的な森林経営を推進するため、県有林が実施した計画的な間伐による二酸化炭素吸収量をクレジット化し、販売収益を県有林事業に還元しました。(販売実績：93件)
- 薪の生産・流通に係るアンケート調査結果を踏まえ、令和5年度から令和8年度までを計画期間とする「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針(第3期)」を策定しました。【再掲】

### (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

#### ■ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

- 地域気候変動適応センター設置に向けた情報収集を行いました。
- 気候変動について理解を深め、温室効果ガス削減効果の高い緩和策及び気候変動への適応策について、広く県民へ啓発し、取組実践に繋げることを目的としてパネル展示会「いわて気候変動対策展2022」を実施し、6,180名の来場がありました。【再掲】
- 気候変動の影響について、県民に身近なメディアを用いて理解増進を図るため、気候変動メッセージ動画を制作し、令和4年11月8日～12月9日の期間で45本放送しました。【再掲】

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
温室効果ガス排出削減割合 (2013 年度比)	%	16.6 (2017)	41	②22.1	-	-
再生可能エネルギーによる電力自給率	%	34.4	65	37.0	-	-

### (2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R4 (2022)		
省エネ活動を実施している県民の割合	%	86.4	87.5 (2022)	87.5	84.3	B
いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	211	272 (2022)	272	308	A
乗用車の登録台数に占める電動車の割合	%	17.4	29.0 (2025)	25.7	24.7	B
再生可能エネルギー導入量 (累計)	MW	1,444	2,081 (2025)	1,687	-	-
住宅用太陽光発電設備導入件数 (累計)	件	29,145	38,500 (2025)	29,700	-	-
農業水利施設を活用した小水力発電導入数 (累計)	箇所	8	10 (2022)	10	10	A
チップの利用量	BDt <sup>[注]</sup>	229,064	233,800 (2022)	233,800	-	-
間伐材利用率	%	42.0	42.8 (2022)	42.8	-	-
再造林面積	ha	830	1,000 (2022)	1,000	-	-
気候変動対策に関する総合イベント参加者数 (オンラインを含む) (累計)	人	6,851	20,000 (2022)	20,000	17,836	B

[注] BDt : 重量を表す単位であり、絶乾比重 (含水率0%) に基づき算出された実重量を指す。

### (3) 点検結果

総合的指標 2 指標 (温室効果ガス排出削減割合 (2013 年度比)、再生可能エネルギーによる電力自給率一般廃棄物のリサイクル率) は実績値が未確定のため、「気候変動対策」分野の進捗状況は判断できませんでした。なお、施策推進指標の達成度は実績値が未確定の 5 指標を除き、A または B でした。

## [分野別施策 2] 循環型地域社会の形成

### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。
- 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。
- 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。

## I 個別施策の取組状況

### (1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進

#### ■ 一般廃棄物の抑制及び適正な処理の推進

- 令和4年9月、令和5年1月に県及び市町村等で構成する「家庭ごみ有料化減量化研究会」を開催し、ごみ処理手数料有料化や令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」への対応等、市町村のごみ減量化施策に関する意見交換を行いました。
- 岩手県3R推進キャラクター「エコロル」を活用し、保育園訪問及びエコ協力店におけるPR活動等による3Rの普及啓発を行いました。
- 食品ロス削減月間（10月）、年末年始及び歓送迎会シーズンに合わせて、「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」を実施し、3010運動や適量注文等食べ残し削減の呼びかけを行いました。
- 廃棄物処理施設整備に係る指導監督並びに産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の許可及び監視指導を行いました。
- 各種リサイクルの円滑な推進に向け、市町村への助言や県民への普及啓発等を実施しました。
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。（海ごみゼロウイークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14団体）

#### ■ 産業廃棄物の抑制及び適正な処理の推進

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和4年度末で県内延べ140事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。【再掲】
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和4年度末で169製品であり、ホームページ等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。【再掲】
- フロン製品の適正な使用及びフロンの適切な回収を周知するため、県民への周知や事業所への立入検査を実施しました。【再掲】
- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産業の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。【再掲】
- 農業協同組合、市町村及び県等で構成する地域協議会を通じ、農業者に対して適正処理に係る啓発資料の配布や指導を実施しました。  
漁業者自らの責任で漁業系廃棄物の適正処理が図られるよう、関係団体と連携して漁業者への指導に取り組みました。
- 漁業者自らの責任で漁業系廃棄物の適正処理が図られるよう、関係団体と連携して漁業者への指導に取り組みました。
- 国の「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」に基づき、再生資源の利用に取り組みました。
- 下水道処理において発生する下水道汚泥焼却灰については、セメント原料への利用に取り組みました。

#### ■ 海岸漂着物対策

- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施



しました。(海ごみゼロウイークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14 団体)  
【再掲】

## (2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築

- 一般廃棄物処理施設の広域化の取組の進捗状況に応じて、市町村等の協議会に参画し、処理体制の構築や施設整備・維持管理等に関する助言を行いました。
- 近年頻繁に発生している自然災害によって生じる災害廃棄物の処理体制を平時から構築するため、市町村に対し説明会を実施し、市町村の災害廃棄物処理計画策定の支援に取り組みました。(処理計画策定済み市町村数：25 市町村)
- 「いわてクリーンセンター」について、安定運営に向けた必要な支援を実施し、公共関与による産業廃棄物処理を推進しました。
- 「いわて第2クリーンセンター」について、PFI 事業契約に基づき、運営・維持管理モニタリングを行い、公共関与による産業廃棄物処理を推進しました。
- いわてクリーンセンターの後継となる公共関与型産業廃棄物最終処分場について、令和6年度の供用開始に向け、事業主体である(一財)クリーンいわて事業団への支援を行いました。

## (3) 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物処理施設整備に係る指導監督並びに産業廃棄物処理業、産業廃棄物処理施設の許可及び監視指導を実施しました。【再掲】
- 産業廃棄物不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物適正処理指導員による監視指導やスカイパトロール等を実施しました。(施設等立入検査件数：27,822 件)
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度により、優良な処理業者の育成に努め、令和4年度末で99事業者を認定(★★★30件、★★58件、★11件)しました。【再掲】
- 畜産主要産地として発展が期待される地域において、担い手育成を通じた畜産業の構造改善を図るため、飼料基盤や施設の整備を支援しました。【再掲】
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復については、汚染土壌及び地下水の浄化対策に取り組んだ結果、令和4年度で事業完了となりました。また、不法投棄の原因者等に対する徹底した責任追及や、事案に係る広報を実施しました。

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)	R4 (2022)	
一般廃棄物のリサイクル率	%	18.2	⑪27.0	③21.2	③17.1	D
産業廃棄物の再生利用率	%	60.6 <sup>(2018)</sup>	⑪61	③61	③58.6	B

- 「一般廃棄物のリサイクル率」は、店頭資源回収の定着による市町村計画収集以外の資源リサイクルの増加のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による集団資源回収の中止や、在宅時間増加によるリサイクルされない片付けごみ排出量の増加により、達成度はDとなりました。

### (2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R4 (2022)	R4 (2022)	
エコショップいわて認定店舗数	店舗	225	226 (2022)	226	293	A
エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量	トン	1,542	2,200 (2025)	1,900	-	-
事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数(累計)	件	118	131 (2022)	131	140	A
産業廃棄物の自県内処理率	%	⑳94.1	97.5 (2025)	③97.5	③95.5	B
災害廃棄物処理計画策定市町村数(累計)	市町村数	8	33 (2022)	33	25	C
産業廃棄物適正処理率	%	99.6	100 (2025)	100	99.8	A
電子マニフェスト普及率	%	62	70 (2022)	70	-	-
青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る浄化完了済み地区の割合	%	80.0	100 (2022)	100.0	100.0	A

- 災害廃棄物処理計画策定市町村数(累計)は、リモート研修等により計画策定を支援しましたが、市町村において計画策定に必要なデータ整理や災害廃棄物仮置場設置地区への説明等に時間を要したため。達成度はCとなりました。

### (3) 点検結果

総合的指標1指標(一般廃棄物のリサイクル率)の達成度がDであったものの、1指標(産業廃棄物の再生利用率)の達成度がBであり、施策推進指標の達成度は未確定の2指標を除き、半数以上がAであったことから、各施策は概ね順調に進められていると認められ、「循環型地域社会の形成」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

## 【分野別施策3】 生物多様性の保全・自然との共生

### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。
- 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外レクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。
- 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。

## I 個別施策の取組状況

### (1) 生物多様性の保全

#### ■ 多様な自然環境の保全

- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。
- 自然環境の保全に関する施策の総合的な推進を図るため、自然環境保全地域における行為の規制を行いました。
- 「岩手県自然環境保全条例」、「岩手県環境影響評価条例」等に基づき、大規模開発に際し、自然環境に配慮するよう助言・指導を行いました。
- 岩手県環境影響評価条例に基づく、第2種事業に係る届出があり、判定を行ったほか、事業者等からのお問い合わせや事前相談の機会を通じ、適切に環境配慮がなされるよう助言・指導を行いました。
- いわてレッドデータブックの改訂に向けた生息状況調査を実施しました。
- 絶滅のおそれがある種の生息環境の把握と改善のため、生息状況調査、生息地の環境保全等を実施しました。

#### ■ 多様な動植物が生息・生育できる環境の確保

- 「「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました、(県民参加の森林づくり活動団体数：31 団体) 【再掲】
- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。【再掲】
- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。(県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348 件) 【再掲】
- 「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・増進に取り組む農業者を支援しました。(中山間地域等直接支払制度に基づく環境保全活動参加人数：31,667 人)
- 地域特性を生かした農業と活力ある農村づくりの促進等を図るため、地域の実情に応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を実施しました。(実施地区数：5 地区)
- いきいきとした岩手の農業・農村を創り上げていくため、中山間地域等の耕作条件が不利な小規模農地等を対象とした簡易な基盤整備を支援しました。(実施面積：35ha)
- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。(整備実施箇所数：28 箇所) 【再掲】
- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、267 地点の公共用水域、134 地点の地下水を測定しました。

- 県漁場環境保全方針の重点監視水域における水質調査等を実施するとともに、二枚貝等を毒化させる貝毒原因プランクトンの出現や貝毒の発生状況を監視しました。
- 適正な漁場利用の促進と漁場環境の維持・保全を図るため、水質や底質等の漁場環境調査等を実施しました。
- 漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動に対して支援しました。(藻場・干潟等の保全活動への支援地区数：9地区、藻場・干潟等の保全活動面積：179ha)

#### ■ 野生動植物との共生の推進と鳥獣被害の抑制

- 関係機関の意見を踏まえ、鳥獣保護区6箇所を更新しました。
- ツキノワグマ及びカモシカの地域個体群の安定的な維持と被害防除を図り、イノシシについては捕獲を中心とした適正管理を行いながら人と野生動物との共生を推進するため、捕獲技術マニュアルを活用した捕獲技術講習会、ツキノワグマの市街地出没に対応するための訓練等を実施しました。
- シカ及びイノシシの生息数増加による自然生態系への影響、農林業被害の低減を図るため、捕獲を推進しました。
- 早池峰山周辺地域のシカ生息密度が増加し、シカによる高山植物の食害が増加していることから、早池峰山周辺地域における捕獲を強化し、防鹿柵を設置しました。
- 狩猟者の増加を図るため、若年層に狩猟への参入を促すとともに若手狩猟者の育成を進め、中長期的かつ安定した鳥獣捕獲の担い手確保を実施しました。
- 野生生物保護を推進し、幼傷病野生鳥獣救護の効率化を図るため、開業獣医師に一次救護業務を委託するとともに、鳥獣保護センターによる幼傷病野生鳥獣救護を実施しました。
- 野生生物による伝染性疾病の蔓延を予防するため、伝染病に罹患していると思われる個体について病性鑑定を実施しました。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、有害捕獲や恒久電気柵等の設置、地域全体で行う被害防止活動を支援するとともに、食肉加工を目的とするニホンジカの放射性物質検査を実施しました。【再掲】
- いわてレッドデータブックの改訂に向けた生息状況調査を実施しました。【再掲】
- 早池峰山周辺地域のシカ生息密度が増加し、シカによる高山植物の食害が増加していることから、早池峰山周辺地域における捕獲を強化し、防鹿柵を増設しました。【再掲】
- 絶滅のおそれがある種の生息環境の把握と改善のため、生息状況調査、生息地の環境保全等を実施しました。【再掲】

#### ■ 外来生物の駆除

- 特定外来生物生息状況の調査、ホームページ等による周知等を実施しました。
- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。【再掲】
- 松林及び広葉樹林を松くい虫及びナラ枯れ被害から守るため、松くい虫被害防除監視員等の設置や被害木の駆除、被害発生の予防等を実施しました。
- 養殖ホタテガイでの作業負担の軽減を図るため、ヨーロッパザラボヤの付着状況を調査し、その結果について、県ホームページ等を通じ、漁協や養殖業者に情報発信しました。

#### ■ 生物多様性に配慮した県民参加型の自然環境保全活動の促進

- いわてレッドデータブックの改訂に向けた生息状況調査を実施しました。【再掲】
- 特定外来生物生息状況の調査、ホームページ等による周知等を実施しました。【再掲】
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。【再掲】

- ツキノワグマやイノシシ等の第二種鳥獣に係る管理検討委員会を開催し、シカの捕獲目標数やツキノワグマの捕獲方針等、第二種鳥獣管理計画について令和4年度の方針を検討し対策を促進するとともに、中期的な取組について検討を行いました。
- 狩猟者の増加を図るため、若年層に狩猟への参入を促すとともに若手狩猟者の育成を進め、中長期的かつ安定した鳥獣捕獲の担い手確保を実施しました。【再掲】
- 野生生物保護を推進し、幼傷病野生鳥獣救護の効率化を図るため、開業獣医師に一次救護業務を委託するとともに、鳥獣保護センターによる幼傷病野生鳥獣救護を実施しました。【再掲】

## (2) 自然とのふれあいの促進

### ■ 自然公園等の整備の推進及び利用の促進

- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。【再掲】
- 自然とのふれあいを促進するため、優れた自然環境を有する国立、国定、県立自然公園等の登山道や遊歩道の改修等を実施しました。
- 三陸ジオパーク推進協議会と連携し、観光ガイドブックの三陸復興国立公園協会との共同制作(2,500部)を推進したほか、三陸ジオパーク推進協議会のウェブサイトや「三陸ジオだより」等での情報発信を推進しました。
- 栗駒山の昭和湖付近の火山ガス濃度が高いことから、県立大学と連携しガス濃度の観測等を行い、登山者の安全対策を実施しました。
- 早池峰地域の優れた自然環境を保全し、自然と人間の共生を実現するため、民間団体、関係機関等のパートナーシップによる保全対策事業を推進しました。

### ■ 都市公園や森林公園等の整備の推進及び利用の促進

- 広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化に取り組むとともに、自然観察会や木工教室など広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るイベントを開催しました。(イベント等参加者数：1,474人)【再掲】
- 岩手県公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の整備・維持管理を実施しました。

### ■ 里山など身近な自然環境の整備・保全の推進

- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。(県民参加の森林づくり活動団体数：31団体)【再掲】

### ■ エコツーリズムの推進

- 三陸ジオパーク推進協議会と民間業者等との連携協定に基づく、みちのく潮風トレイルコース等を含むジオツアー「三鉄ジオトレイン」(2回、計32人参加)の催行や教育旅行資料「いわて三陸 まなびの旅」の作成、ジオタウン@釜石(延べ約1,680人参加)の開催を推進しました。

### ■ 三陸ジオパークに関する取組の推進

- 三陸ジオパーク推進協議会や構成市町村等と連携し、住民等を対象とした講習会・学習会の開催を推進しました。(65回、2,812人)。
- 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、小学校を対象としたジオパーク授業を実施(1校)したほか、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイド認定講座講習(全4回24講座・29人受講)の開催を推進しました。【再掲】
- ジオパークを通じて三陸地域を担う人材を育成するため、小学校を対象とした公開モデル授業を実施するとともに、三陸ジオパークのサイト等を活用した野外学習を推進するため、東日本大震災津波伝承館と連携し、中学校向けのテキストを作成しました。(ジオパーク授業：3校、テキスト作成：1,000部)

## ■ 温泉の保護と安全安心な利用の推進

- 温泉資源の保護と利用者の安全確保を図るため、事業者等に対し、温泉の掘削や利用等に係る指導を行うとともに、主要源泉の調査等を行いました。

## (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

### ■ 農地や森林の多面的機能の維持・増進

- 環境保全に効果の高い営農活動を進めるため、化学合成農薬・化学肥料を低減した栽培技術や、高度なGAPの導入を支援しました。(県版GAP確認登録及びGAP認証取得農場数：348件)【再掲】
- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。(県民参加の森林づくり活動団体数：31団体)【再掲】
- 地域における森林整備活動を推進するため、専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成等を図る人材を育成しました。(研修開催数：1回)
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、水路の泥上げや農道の砂利補充など、農地や農業用水路等を守る地域共同活動を支援しました。(実施地区数：1,035地区)
- 「中山間地域等直接支払制度」を活用し、農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・増進に取り組む農業者を支援しました。(中山間地域等直接支払制度に基づく環境保全活動参加人数：31,667人)【再掲】
- 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民等が協力して実施する森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組を支援しました。(活動組織数：85団体、里山林の保全活動面積：985ha)

### ■ 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進

- 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や伐採跡地への植栽のほか、気象被害を受けた森林の整備等を支援しました。(整備件数：234件)【再掲】
- 二酸化炭素の吸収・固定など森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐・再造林などの森林整備に取り組みました。【再掲】
- 森林法に基づき、保安林整備事業、保安林整備管理事業及び森林保全管理事業を実施しました。

### ■ 様々な海の生き物の産卵・生育の場となる藻場・干潟の保全活動の促進

- 漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動に対して支援しました。(藻場・干潟等の保全活動への支援地区数：9地区、藻場・干潟等の保全活動面積：179ha)【再掲】

### ■ 陸と海がつながる多様で豊かな水辺空間としての河川・海岸の保全

- 市町村が行う海岸漂着物の回収・処分、住民団体が行う海岸清掃等への取組支援と啓発活動を行いました(海ごみゼロウィーク時に海岸清掃等を行った団体：14団体)。【再掲】
- 「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する河川、海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動の支援を実施しました。(支援件数：67件)
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。(海ごみゼロウィークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14団体)【再掲】

### ■ 生態系に配慮した災害に強い県土づくり

- 山地災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設を整備しました。(実施地区数：37地区)【再掲】
- 溪流環境の保全、生態系に配慮した透過型構造の砂防堰堤の整備に取り組みました。

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
イヌワシつがい数	ペア	27	29	29	26	B
自然公園ビジターセンター等利用者数	千人	420 (2010～19 平均)	470	470	486	A

### (2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R4 (2022)	達成度
			-	R43 (2022)		
イヌワシの繁殖率	%	7.4	14.0 (2022)	14.0	3.8	D
狩猟免許所持者数	人	3,268	3,268 (2022)	3,268	3,735	A
グリーンボランティア登録者数	人	226	230 (2022)	230	225.0	B
ジオパーク学習会等の参加者数 (オンラインを含む) (累計)	人	1,648 (2020)	3,200 (2022)	3,200	6,161.0	A
主要ジオサイトの観光入込客数	千人	1,203	1,115 (2022)	1,115	1,219.0	A
農山漁村の環境保全活動への参加人数	人	126,100	123,500 (2022)	123,500	129,870	A
県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積 (累計)	ha	16,666	20,780 (2022)	20,780	18,468	D

- ・ イヌワシの繁殖率は、餌の不足やクマなどの捕食者による危害、大雨・大雪・暴風などの気象状況等の自然的なものに加え、再生可能エネルギー施設の整備による採餌環境等への影響、営巣地周辺への人の立ち入り等の影響により、達成度はDとなりました。
- ・ 県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積 (累計) は、植林やそれに伴う育林作業の増加により間伐を担う作業員の確保が難しくなっていることのほか、事業の対象となる森林の奥地化等により施工可能な森林の確保が進まなかったことにより、達成度はDとなりました。

### (3) 点検結果

総合的指標2指標（イヌワシつがい数、自然公園ビジターセンター等利用者数）の達成度がAまたはBであり、施策推進指標は2指標を除き、AまたはBであったことなどから、各施策は順調に進められていると認められ、「生物多様性の保全・自然との共生」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

## [分野別施策4] 環境リスクの管理

### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。
- 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。
- 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。
- 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。

## I 個別施策の取組状況

### (1) 大気環境の保全

- 大気汚染実態の把握のため、大気環境の常時監視を実施しました。また、大気環境における有害大気汚染物質の常時監視を実施するとともに、事業者に対して排出又は飛散の抑制等を啓発し、事業者の自主的な排出等の抑制を促進しました。
- オゾン層の破壊を防止するため、フロン類の回収及び破壊の確保を図りました。

### (2) 水環境の保全

- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、267地点の公共用水域、134地点の地下水を測定しました。【再掲】
- 有害物質等を排出する事業者への立入検査及び排水検査を実施しました。
- 早池峰ダム貯水池の水質環境基準類型の見直しを実施しました。また、高家川に係る水質環境基準類型の見直し調査を業務委託により実施しました。
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。【再掲】
- 家庭の生活排水による水環境への影響について、小学生等を対象に出前講座を2回開催しました。【再掲】
- 北上川上流域下水道及び磐井川流域下水道を整備しました。
- 県及び関係市村が指定検査機関と連携し、浄化槽台帳の精査及び法定検査を受検していない浄化槽管理者への指導等を実施しました。

### (3) 土壌環境及び地盤環境の保全

- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、267地点の公共用水域、134地点の地下水を測定しました。【再掲】
- 有害物質等を排出する事業者への立入検査及び排水検査を実施しました。【再掲】

### (4) 騒音・振動・悪臭対策の推進

- 新幹線の騒音・振動測定を実施し、測定結果を事業者へ情報提供するとともに、環境基準が未達成な地域の騒音等の防止対策の推進について各事業者に要望しました。
- 花巻空港周辺地域において航空機騒音の測定を実施し、環境基準値以下であることを確認しました。
- 悪臭公害は、近年、発生源が飲食店やサービス業等多岐にわたっていることから、市町村と連携して悪臭苦情への対応を行いました。
- 県内の11町村を4か年間で監視地域を一巡して実施するよう計画し、自動車騒音常時監視を行っています。
- 令和4年度は3町において測定を実施し、一部地域において環境基準を超過した地点がありましたが、環境省令で定める要請限度を超過した地点はありませんでした。



#### (5) 化学物質の環境リスク対策の推進

- P R T R法に基づく届出に係る事務の実施により、化学物質の適正管理や排出削減を促進するとともに、使用状況を把握しました。【再掲】
- 事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進するため、環境報告書バンクの運営やセミナー等を実施しました。(環境報告書バンク掲載件数：477件(累計)、セミナー開催：1件)【再掲】
- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、大気、河川水、河川底質および生物に含まれる化学物質(18物質)の調査及び未規制物質の分析法(2物質)の開発を行いました。
- 有害化学物質の排出状況を把握するために、水質汚濁防止法に基づく対象事業場への立入(423件)、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等への立入(324件)を行うなど、関係法令に基づく指導を実施しました。
- 大気、河川水、地下水、土壌の一般環境中及び発生源周辺のダイオキシン類の常時監視を実施しました。

#### (6) 監視・測定体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

- 環境保全対策の推進を図るため、研修会等の開催・参加、公害防止知識の普及啓発及び大気常時監視測定機器等の整備を実施しました。
- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、大気、河川水、河川底質および生物に含まれる化学物質(18物質)の調査及び未規制物質の分析法(2物質)の開発を行いました。【再掲】
- 令和3年度に県及び市町村が受理した公害に関する苦情は629件でした。
- 調停等の申請件数は0件でした。

#### (7) 放射性物質による影響の把握等

- 環境中の放射性物質等のモニタリングを実施し、測定結果を公表しました。
- 市町村による円滑な除染等を推進するために支援を行うとともに、放射線に対する基礎知識の普及啓発を実施しました。
- 市町村による農林業系副産物の処理を推進するため技術的支援を実施しました。

#### (8) 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

- 岩手県環境影響評価条例に基づく第2種事業に係る届出があり、判定を行ったほか、事業者等からのお問い合わせや事前相談の機会を通じ、適切に環境配慮がなされるよう助言・指導を行いました。【再掲】
- 風力発電事業の設置の工事業等を岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とすることとしました。
- 風力発電事業の計画初期段階の計画事項や評価手法等を記載した配慮書作成ガイドラインを作成しました。【再掲】
- 岩手県土地利用基本計画(計画図)の変更11件について、国及び市町村と協議のうえ岩手県国土利用計画審議会に諮問し、承認されました。
- 国土利用計画法施行令の規定に基づく地価調査について、不動産鑑定評価を委託して基準地354地点の標準価格を判定し、一般の土地取引価格の指標となるよう公表しました。

#### (9) 北上川清流化対策の推進

- 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施するとともに、施設の耐震補強工事を進めるなど、長期安定的な処理の確立に努め、北上川清流化を推進しました。
- 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構主催の旧松尾鉱山新中和処理施設40周年記念シンポジウムにおいて副知事から北上川清流化対策について講演を行うなど、その取組の重要性を周知しました。
- 植樹団体に構成する松尾再生の森協議会に参画し植樹活動の調整・支援にあたりました。

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
河川・湖沼・海域のBOD等 <sup>[注1]</sup> 環境基準達成率	%	98.2	99.1	99.1	-	-
大気中のPM2.5等環境基準達成率 <sup>[注2]</sup>	%	100	100	100	-	-

[注1] BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量）

[注2] PM2.5等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）

### (2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R4 (2022)		
光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	0	0 (2022)	0	0	A
有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100.0	100 (2022)	100	100	A
污水处理人口普及率	%	82.6	91 (2025)	86.5	-	-
排水基準適用の事業場における排水基準適合率	%	100	100 (2022)	100	100	A
新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100 (2022)	100	100	A

### (3) 点検結果

総合的指標2指標（河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率、大気中のPM2.5等環境基準達成率）は実績値が未確定のため、「環境リスクの管理」分野の進捗状況は判断できませんでした。なお、施策推進指標の達成度は実績値が未確定の1指標を除き、Aでした。

## 【分野別施策5】 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

### 【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。
- 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。

## I 個別施策の取組状況

### (1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進

#### ■ 学校における環境学習の推進

- 地球温暖化防止活動推進員による学校等への研修会を開催しました。
- 地球温暖化防止活動推進センターと連携し、温暖化対策に取り組もうとする県内小学校に「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配布し、小学生とその家庭における、省エネルギーに関する取組を支援するとともに、「いわてわんこ節電所」での各学校の取組紹介や動画配信を通じて、取組の普及を図りました。
- 環境学習交流センターにおいて、大学、高等学校、中学校、支援学校からの訪問学習を受け入れ、環境学習の取組を支援しました。(受入実績 10校、197名)
- 県内全小学校に環境副読本を配布し、学校における環境学習を推進しました。
- 岩手大学において環境学習の一環として、県の環境施策について講義を行いました。

#### ■ 多様で身近な環境学習機会の提供、支援

- 水生生物による水質調査は、129団体、延べ3,783人の参加のもと、93河川の延べ139地点で県内児童等が実施し、水質保全意識の高揚を図ることができました。
- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにおいて、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員を派遣するとともに、環境学習広報車「エコカーゴ」を活用し県内各地を訪問する出張環境学習会等を実施することにより、環境学習及び環境保全活動を支援しました。(移動環境学習広報車による出前環境学習実施数：32回、環境アドバイザー派遣実績数：230回)【再掲】
- ごみの散乱を防止し住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物の発生を抑制し、3Rを推進するため、「クリーンいわて運動」として各種清掃活動等を実施しました。
- 県立博物館及び県立美術館での学芸員等による公開講座を実施しました(講座の実施回数：博物館28回、美術館44回)
- 新型コロナウイルス感染症による影響がありましたが、感染症予防対策を講じながら、トレッキングやマリンスポーツ、ウィンタースポーツ体験等、各青少年の家や野外活動センターにおいて体験活動を実施しました。
- 事業所や家庭での地球温暖化防止の取組を促進するために、地球温暖化防止活動推進員による地域の研修会・イベント等による普及啓発を実施しました。(派遣回数：85回)
- 環境に関する講師派遣や見学受入等を行う企業・団体を環境学習応援隊として登録・周知することにより、地域における体験による環境学習を推進しました。
- 「水の週間(8月1日から1週間)」行事の一環として、広く水に対する関心を高め、理解を深めることを目的に、次代を担う中学生を対象とした水の作文コンクールを実施しました。この結果は、作文集として取りまとめ関係者に配布するとともに、県ウェブサイトに掲載し周知を図りました。

#### ■ 環境人材の育成

- ライフスタイルの転換を呼びかけるウェブサイト「いわてわんこ節電所」による普及啓発などを実施しました。(令和4年度の参加者数：11,450人)
- 環境アドバイザー及び地球温暖化防止活動推進員を対象とする研修会を開催しました(研修会開催回数：2回)。

- 新たな人材の発掘や、さらなる人材育成を目的とし、「いわて環境塾」を開催しました。(全6回、受講者数のべ280人)
- 三陸ジオパーク活動を担う人材を育成するため、小学校を対象としたジオパーク授業を実施(1校)したほか、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイド認定講座講習(全4回24講座・29人受講)の開催を推進しました。【再掲】
- 岩手大学において環境学習の一環として、県の環境施策について講義を行いました。【再掲】
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】

## (2) 環境に配慮した行動・協働の推進

### ■ 環境に配慮した県民の行動・協働の推進

- 事業所や家庭での地球温暖化防止の取組を促進するために、地球温暖化防止活動推進員による地域の研修会・イベント等における普及啓発を実施しました。(派遣回数：85回)【再掲】
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和4年度末で169製品であり、ホームページ等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。【再掲】
- 東北環境パートナーシップオフィスから各種情報を収集するとともに、東北地方ESD活動支援センター業務を地域で担う地域ESD活動推進拠点であるNPO法人環境パートナーシップいわてと連携し、各種行事等を通じてESDを推進しました。
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、水路の泥上げや農道の砂利補充など、農地や農業用水路等を守る地域共同活動を支援しました。(実施地区数：1,035地区)【再掲】
- 県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援しました。(県民参加の森林づくり活動団体数：31団体)【再掲】
- 地域住民との協働により、道路区域内の除草に取り組みました。
- 地域住民との協働により、道路、河川及び海岸の草刈り、清掃など、身近な社会資本の整備に取り組みました。
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の環境美化活動等に係る流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 住民、NPO、大学等の研究機関、事業者、行政の積極的な協力による、農地・農業用水等の地域資源を保全する取組や森林整備、道路や河川・海岸の環境美化活動、海洋ごみの回収・処理、自然環境保全活動等への支援を行いました。

### ■ 環境に配慮した企業の行動・協働の推進

- 地球温暖化対策を積極的に行っている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定する制度及び普及啓発を実施するとともに、温暖化対策計画書制度に基づき事業者への助言及び指導を実施しました。【再掲】
- 事業者の環境負荷低減に向けた自主的な取組を促進するため、環境報告書バンクの運営やセミナー等を実施しました。(環境報告書バンク掲載件数：477件(累計)、セミナー開催：1件)【再掲】
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。(海ごみゼロウィークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14団体)【再掲】

### ■ 環境に配慮した県の率先実行

- 県関係施設において節電・省エネに取り組んだほか、グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。県では、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」により、県の事務事業に係る温室効果ガス排出量を令和12年度に平成25年度(基準年度)比で60%削減することを目標に掲げて取り組んでいます。令和3年度の温室効果ガス排出量は、14万8,197トンであり、基準年度比で10.8%減少しています。

- 県有施設における再生可能エネルギーの導入のため、県有施設への太陽光発電設備や木質バイオマスの導入に向けた検討を実施しました。

#### ■ 県民等の参加による環境保全取組の推進

- 県民会議事業として、できることからE C Oアクション表彰の実施等、構成団体相互間で情報共有を行い、連携を強化しました。【再掲】
- 市町村等と連携して家庭系ごみの削減を推進するとともに、ごみの分別、使い捨てプラスチックの使用抑制、食品ロスの削減の3つのマナーを掲げる「いわて三ツ星 eco マナーアクション」の定着に向けて、普及啓発の取組を推進しました。【再掲】
- 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理等に対する支援や、環境保全活動の促進、情報発信等を実施したほか、海洋ごみの分布調査を実施しました。(海ごみゼロウイークに参加して河川・海岸の清掃活動を行った団体数：14 団体) 【再掲】
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】

#### ■ 環境広報及び情報提供の推進

- 温室効果ガス排出量の2050年度実質ゼロに向けて、温暖化防止いわて県民会議を中心とした全県的な運動を実施しました。
- 令和4年度の環境月間(6月)行事として県内では、テレビやゲームを消して、読書・読み聞かせなどにより環境のことを考えてもらう運動を北海道、秋田県、青森県とともに実施した4道県共同行動、地球温暖化に関する講演、夏季の節電の実施、ごみ拾い等の清掃活動の実施及び環境に関する図書展示・ミニイベントなどが行われました。
- 毎年度、県内の環境の現状や課題、その解決に向けた施策をとりまとめた環境報告書を出版するとともに、県ウェブサイトでも県の環境施策を公表しています。
- 「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」及び「いわての水を守り育てる条例」の理念に基づき、活動団体等の顕彰、流域協議会への支援等を実施しました。【再掲】
- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにおいて、定期的にメールマガジンや広報誌を発行するとともに、環境に関する企画展を開催するなど、県民へ環境情報を提供しました。
- ライフスタイルの転換を呼びかけるウェブサイト「いわてわんこ節電所」による普及啓発などを実施しました。(令和4年度の参加者数：11,450人) 【再掲】

## II 進捗状況の点検

### (1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R4 (2022)		
環境学習交流センター利用者数	人	49,789	50,000	42,000	33,748	B
水生生物調査参加率 <sup>(注1)</sup> (参考:参加者数)	% (人)	6.9 <sup>(注2)</sup> (4,272) <sup>(注2)</sup>	7 (3,100)	7 (3,800)	6.9 (3,738)	B

(注1) 参加者数/児童数

(注2) 2013~19 平均

### (2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R4 (2022)		
水と緑を守り育てる環境保全活動数(累計)	件	965	3,360 (2022)	3,360	3,661	A
身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数	団体	61	60 (2022)	60	62	A

### (3) 点検結果

総合的指標2指標(環境学習交流センター利用者数、水生生物調査参加率)の達成度がBであり、施策推進指標も達成度はAであったことなどから、各施策は順調に進められていると認められ、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

○政策手法別にみた脱炭素化に向けた県の取組について

分野	経済的手法	規制的手法	情報・啓発的手法
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ改修への補助</li> <li>・県産木材を利用した新築・リフォームへの補助 など</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネ住宅の普及啓発 岩手型住宅の情報提供等</li> <li>(2) 家庭等のエネルギー効率的な使用促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 省エネ・節電キャンペーンの実施</li> <li>② エネルギー消費実態把握を通じた地球温暖化対策の提案（うちエコ診断）</li> <li>③ エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換促進（いわてわんこ節電所、地球温暖化を防ごう隊） など</li> </ul> </li> </ul>
事業部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家消費型太陽光発電施設の設置に係る補助</li> <li>・省エネに向けた業務用高効率空調機器等の設置に係る補助</li> <li>・電動車の導入に係る補助（バス、タクシー、事業用車）</li> <li>・水素ステーション及び燃料電池自動車への補助 など</li> </ul>	地球温暖化対策計画の作成及び実施状況報告（いわて脱炭素経営カルテ）の提出【一定規模以上の事業者】 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省エネルギー活動の促進 省エネ一斉行動「できることからECOアクション！」の実施</li> <li>(2) 環境経営等の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人材育成（環境マネジメントスキルアップセミナー、エコスタッフ養成セミナー）</li> <li>② 「いわて脱炭素化経営企業等」認定制度</li> </ul> </li> <li>(3) 再生可能エネルギー等の導入促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再生可能エネルギーに関するセミナー等の開催</li> <li>② 水素に関するセミナー等の開催 など</li> </ul> </li> </ul>



# 岩手県が発行する グリーン/ブルーボンドのご案内

**年限**
**5年**
**発行額**
**50億円**
**各公債の金額**
**1,000万円**
**対象**
**法人向け**
**条件決定日**

2023年（令和5年）

**7月予定**

## 「岩手県グリーン/ブルーボンド」の概要

<b>年限</b>	5年（満期一括償還）
<b>発行額</b>	50億円
<b>条件決定日</b>	2023年（令和5年）7月予定
<b>引受会社</b>	みずほ証券株式会社（事務）／野村証券株式会社／大和証券株式会社
<b>適合性評価</b>	本債券の発行に際し、資金用途などを明記した発行の枠組み（グリーン/ブルーボンド・フレームワーク）を策定し、第三者機関である株式会社日本格付研究所(JCR)より、国際資本市場協会（ICMA）によるグリーンボンド原則2021及び環境省グリーンボンドガイドライン2022年版等への適合性について、最上位である「Green1(F)」及び「Blue1(F)」の評価を受けています。
<b>債券の種類</b>	市場公募債（機関投資家向け）
<b>投資表明</b>	投資表明をいただける投資家様については、本県ウェブサイト上で投資家名をご紹介します。

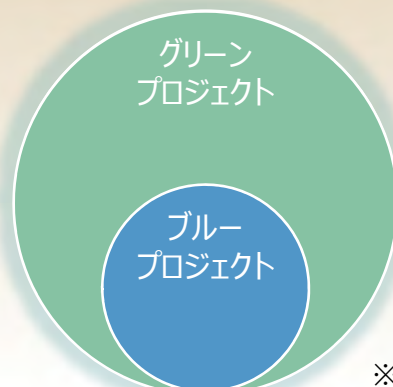
## 「グリーン/ブルーボンド」とは？

地球温暖化など環境的課題解決に貢献する取り組みを「**グリーンプロジェクト**」と言います。

また、「グリーンプロジェクト」のうち、海洋資源・生態系の保護等に資する取り組みが「**ブループロジェクト**」です。

こうした「**グリーン/ブループロジェクト**」に必要な資金を調達するために発行される債券を「**グリーン/ブルーボンド**」と言います。

このたび、岩手県は**本邦地方公共団体で初**となる、ブループロジェクトを資金用途に含めた「**グリーン/ブルーボンド・フレームワーク**」を策定しました。



※イメージ



## 発行の背景

森・川・海の豊かな自然が存在する本県の環境保全の取り組みでは、森林、河川、海岸等における多様な自然環境を、人の活動と調和を図りながら体系的に保全することが不可欠です。

こうした背景から、気候変動の緩和または適応に資するグリーンプロジェクトのみならず、海洋資源・生態系の保全等に資するブループロジェクトも資金使途に含めた、グリーン/ブルーボンド・フレームワークを、地方公共団体としては初めて策定しました。

このたびのグリーン/ブルーボンド発行による資金調達により、県内におけるGX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進による地域経済と環境に好循環をもたらす持続可能な新しい成長を目指す取り組みを実施するとともに、東日本大震災津波で被災した三陸海岸における海洋と沿岸の保全強化等に資する事業を推進していきたいと考えております。



©わんこきょうだい

## 岩手県グリーン/ブルーボンドのフレームワーク概要

グリーンボンド原則 事業区分	グリーン適格プロジェクト
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 太陽光発電関連設備の導入</li> </ul>
エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県有施設における                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高効率空調設備の導入</li> <li>● 高効率照明の導入</li> <li>● その他高効率設備（ポンプ機・キュービクル等）の導入</li> </ul> </li> <li>■ 信号機のLED化</li> </ul>
汚染防止及び抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県境不法投棄現場環境再生事業</li> <li>■ 大気汚染監視設備整備事業</li> </ul>
生物自然資源及び土地利用に係る環境 維持型管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国定公園・自然公園等施設整備事業</li> </ul>
グリーン輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入</li> <li>■ 充電設備等の導入</li> </ul>
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川改修事業</li> <li>■ 道路環境改善事業（無電柱化・排水性、透水性舗装への改良）</li> <li>■ 砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業</li> </ul>

グリーンボンド原則 事業区分	ブルー適格プロジェクト
汚染防止及び抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 流域下水道事業</li> <li>■ 漁業集落における排水施設の整備</li> </ul>
生物自然資源及び土地利用に係る環境 維持型管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 藻場整備</li> <li>■ 漁場内のガレキ撤去</li> <li>■ 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備</li> <li>■ 水産高校実習船の整備</li> <li>■ 水産技術研究施設の設備整備・修繕</li> <li>■ 林道の開設・改良</li> <li>■ 水源涵養のため、荒廃森林を整備</li> </ul>
生物自然資源及び土地利用に係る環境 維持型管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防波堤、護岸等の整備</li> </ul>
気候変動への適応	

## 充当予定事業の具体的事例（一部）

### 信号機のLED化



良好な道路交通環境の維持に向け、長寿命化による維持管理・更新を計画的に進めるとともに、交通安全施設の省エネルギー化を図ります

(写真：LED式の信号機)

### 国定公園・自然公園等施設整備事業



県内に所在する国定公園・自然公園等施設について、公園利用者に係る安全性の確保や公園の適正利用及び環境保護を図るため、整備を行います

(写真：早池峰山 小田越5合目付近)

### 河川改修事業



県内に所在する河川について、環境に配慮した改修・改良、整備を行います  
改修の実施により、水害・土砂災害等自然災害発生時の被害リスクを軽減します

(写真：岩崎川)

### 砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業



土石流対策として堰堤工事、溪流保全工事をします  
また、擁壁工事、法枠工事等斜面崩壊防止対策にも取り組み、自然災害に備えます

(写真：砂防えん堤)

### 高度衛生管理に対応した漁港施設の整備



魚市場を有する漁港において、高度衛生管理に対応した漁港施設等を整備します  
流通拠点漁港の高度衛生管理に取り組むことにより、水産物の安全性の向上及び安定供給に貢献します

(写真：魚市場関連の道路・駐車場)

### 水産高校実習船の整備



水産実習に使用する新型の共同実習船を建造します  
水産業の将来を担う人材を育成し、水産資源の持続的な生産、保全に貢献します

(写真：現行の実習船)

### 防波堤、護岸等の整備



県内に所在する漁港において、防波堤、護岸等の整備・改良を行います  
高波から漁船等を防護することにより、持続的な漁業生産及び高波による被害防止に貢献します

(写真：高波対策の防波堤)

### 藻場の整備



水産動植物の生息場となる藻場などの漁場を整備します  
漁場における水域環境の改善と生産力の回復による水産資源の増大などに貢献します

(写真：藻場造成)

### 「岩手県グリーン/ブルーボンド・フレームワーク」について

- 岩手県グリーン/ブルーボンド・フレームワークでは、グリーン/ブルーボンドの充当事業の詳細、資金管理方法、レポート項目等について定めています
- 本フレームワークに基づき調達された資金は、環境改善効果が見込まれる事業に充当され、その事業の効果を投資家に適切に情報公開いたします
- フレームワーク及び第三者評価については、本県ウェブサイトにて公開しています

#### 岩手県グリーン/ブルーボンド発行の情報

URL : <https://www.pref.iwate.jp/kensei/yosan/1059090/index.html>



## お問い合わせ先

みずほ証券株式会社	盛岡支店	(電話) 019-624-5421
野村證券株式会社	盛岡支店	(電話) 019-653-5000
大和証券株式会社	盛岡支店	(電話) 019-652-1171

その他市場公募債に関するお問い合わせ先

**岩手県**

電話 019-629-5094 E-mail AH0003@pref.iwate.jp

## 岩手県環境審議会条例

制 定 平成 6 年 7 月 15 日 条例第 36 号  
 改正沿革 平成 9 年 3 月 27 日 条例第 63 号  
 平成 11 年 12 月 17 日 条例第 80 号  
 平成 12 年 12 月 18 日 条例第 72 号  
 平成 13 年 7 月 9 日 条例第 57 号  
 平成 14 年 3 月 29 日 条例第 3 号

### 岩手県環境審議会条例

#### (設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 2 項並びに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 3 項の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村長

(2) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (特別委員)

第 4 条 審議会に、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の事務に係る事項を調査審議させるため、特別委員を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員の任期は、その職にある期間とする。

#### (専門委員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

#### (専門調査員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 岩手県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号、以下「条例」という。）第8条第3項及び第10条の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集の通知)

第2条 知事は、審議会を召集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(審議会の公開等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(意見の聴取)

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(採決)

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

- 2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

(議事録の作成)

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席者の氏名
  - (3) 議事の概要
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(部会)

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会 水質部会 自然・鳥獣部会 温泉部会

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要と認めるときは、合同で部会を開催することができる。
- 4 部会の審議事項は、別表1のとおりとする。
- 5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。
- 6 部会に、付議事項に係る専門調査員を出席させることができる。
- 7 第2条から前条までの規定は、部会に準用する。

(部会の議決)

- 第9条 条例第8条第3項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表2のとおりとする。
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、審議会に諮って、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
  - 3 前2項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(代理出席)

- 第10条 委員又は特別委員のうち、市町村長及び関係行政機関の職員である者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(部会の庶務)

- 第11条 部会の庶務は、大気部会にあつては環境生活企画室及び環境保全課、水質部会にあつては環境保全課、自然・鳥獣部会及び温泉部会にあつては自然保護課において処理する。
- 2 第8条2項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。
  - 3 各部会の庶務の処理に当たっては、環境生活企画室と協議を行うものとする。

別表 1

部 会 名	審 議 事 項
大 気 部 会	1 大気汚染防止に関する事項 2 騒音防止に関する事項 3 振動防止に関する事項 4 悪臭防止に関する事項 5 地球温暖化防止に関する事項
水 質 部 会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項 2 土壌汚染防止に関する事項
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項 2 自然公園に関する事項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項 4 希少野生動植物の保護に関する事項
温 泉 部 会	温泉に関する事項

別表 2

部 会 名	議 決 事 項
大 気 部 会	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 7 大気汚染測定計画の作成
水 質 部 会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画 3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更 5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定 11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更
温 泉 部 会	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分

【参考】環境審議会条例に関する法律

環境基本法（平成5年法律第91号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

- 2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- 3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。